

# 平和の大切さを伝えるために

## 広島へ平和使節団を派遣

市は昭和63年3月、非核平和都市を宣言し、平和の尊さ、核戦争の悲惨さを後世に伝えることを目的として、8月6日(火)に広島市で行われる平和記念式典へ市内公立中学校代表など20人の使節団を派遣します。派遣された使節団は、9月28日(土)に行われる「人権と平和のつどい」で体験報告を行います。

## ～昨年の参加者の声～

使節団に参加した中学生は、「改めて戦争の悲惨さと平和を維持することの大切さを学びました。戦争は全てを破壊し、人々の幸せを奪い、誰も幸せになれず、何の解決にもなりません。人と国が違えば考え方が違います。まず、人と人は認め合うことが大事だと思いました。」と語ってくれました。

平成24年の平和記念式典での広島市長による平和宣言や、小学生による平和の誓いの言葉が参加者の心に残ったようで、平和への思いをより強いものにしていました。

☎ 総務課 (☎826-1111 内線2200)

原爆死没者慰霊と平和祈念の黙とう(1分間)に、  
ご協力をお願いします。

◎広島 8月6日(火) 午前8時15分

◎長崎 8月9日(金) 午前11時2分



昨年の平和使節団



## 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

～8月からは新しい高齢受給者証をお使いください～



国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に送付します。医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に提示してください。

保険診療分について、医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます。

☎ 国保年金課国保給付係 (☎826-1111 内線2355)

### 負担割合の判定の仕方

負担割合は、毎年6月にその年度の住民税が決定されることに伴い、判定されます。同一世帯内70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の住民税課税所得によって負担割合を判定します。お送りする高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。

同一世帯内70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の住民税課税所得金額

145万円未満

1割負担

145万円以上

3割負担

◇住民税の課税所得金額により3割負担の判定となった方でも、次の条件を満たすときは、申請によって1割負担になります。該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」を同封しますので、申請してください。

①世帯に70歳～75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満

②①の方の年収が383万円以上でも、同じ世帯に75歳以上の方(後期高齢者医療被保険者)がいて、その合計の年収が520万円未満

③世帯に70歳～75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満

※なお、現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日です。8月1日以降は自分で処分するか国保年金課、各支所・出張所にお返しください。

### 住民税非課税世帯の方の減額措置について

住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで、1か月あたりの自己負担限度額が下がります。

申請用紙は、国保年金課または各支所・出張所にあります。